

Zenken通信 (vol. 69)

▽ 今回のお届け情報

Title: 京都府「最低制限価格等を中央公契連モデルへ」

Outline

添付資料P1～3

○京都府は本年1月より、工事の品質や安全管理の確保の観点から、最低制限価格及び調査基準価格の算定式を中央公契連モデルに準じて見直すとともに、ダンピングの抑制強化を図ることとした。

[主な見直し内容]

1. 最低制限価格及び調査基準価格の引上げ

- (1) 設定範囲 $2/3 \sim 8.5/10 \Rightarrow 7/10 \sim 9/10$
- (2) 算定式
 - ・ 直接工事費 $\times 0.95 \Rightarrow$ 変更なし
 - ・ 共通仮設費 $\times 0.90 \Rightarrow$ 変更なし
 - ・ 現場管理費 $\times 0.60 \Rightarrow \underline{\times 0.70}$
 - ・ 一般管理費 $\times 0.30 \Rightarrow$ 変更なし

2. 1億円以上の工事（低入札価格調査制度の対象）におけるダンピング抑止策の強化

- (1) 調査資料を提出できなかった場合の指名停止措置等の実施
- (2) 調査を経て契約した場合の監視を強化

制限価格
調査
最低
最低

算定基準引き上げ

京都府 下請労働環境を適正化

京都府はこのほど、最低制限価格・低入札調査基準価格の算定基準を引き上げると発表した。府公共調達検討委員会（委員長・郷原信郎名城大学教授）の意見を踏まえ、当面の措置として実施するもので、算定基準については、現行の中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）モデル式に準じて改定。さらに、適切な労働環境を確保するため、下請負人の労働関係法令順守徹底を図るとしている。

これらの措置は10年1月4日以降に入札書を提出する案件から適用する。

最低制限価格・調査基準価格については、建設企業の健全な育成や労働環境の改善などを目的に、府が11月4日に開かれた第4回公共調達検討委員会に算定基準の引き上げを提案。委員会の意見として「ダンピングの根本的な解決にはならないが、当面の措置として取り組む必要性がある」との考えが示されたことを受け、現行の中央公契連モデルに準じた形で見直すことを決めた。

具体的には、従来の基準で「予定価格の3分の2～85%」としていた設定範囲を「予定価格の70～90%」に引き上げるとともに、現場管理費の割合を従来の60%から70%に改正。

併せて予定価格1億円以上の工事に適用している低入札価格調査制度でも、特別重点調査の基準見直しや調査資料の未提出者に対する指名停止措置などの対策を講じることで、安易なダンピングの抑制を図る。

一方、適切な労働環境の確保に向けては、厳しい経済雇用情勢を踏まえ、特に下請労働者の環境に配慮。府のすべての工事請負契約書に「すべての下請負契約で労働関係法令順守項目を明記・指導する義務」と「下請負人の労働関係法令違反への是正指導・報告義務」を盛り込み、下請負人の労働関係法令順守を徹底させるほか、元請負人がこれらの義務を果たさない場合は、工事成績点の減点などを実施するとしている。

入札・契約制度の見直しについて

平成21年12月21日
京 都 府 総 務 部

京都府公共調達検討委員会で公共調達のあり方について検討いただいているところですが、委員会における意見も踏まえ、当面の措置として、次のとおり、入札・契約制度の見直しを行います。

1 目 的

工事の適切な品質や安全管理の確保の観点から、低入札調査基準価格の全国的な指標である「中央公共工事契約制度運用連絡協議会」のモデル式が見直されたこと、また、一方で建設企業の健全な育成を図るため、このモデル式を参考としてきた本府においても、最低制限価格等の価格算定の基準を引き上げる。

併せて、厳しい経済雇用情勢も踏まえ、特に下請労働者の適切な労働環境の確保について、一層的確に対応するため、労働関係法令の遵守の徹底を図る。

2 見直しの概要

(1) 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度に係る価格算定基準の引上げ

- ① 最低制限価格及び低入札調査基準価格の設定範囲を、予定価格の7/10～9/10に引上げ（従来、予定価格の2/3～8.5/10）とともに、算定基準のうち、現場管理費の割合を70%に引上げ（従来、60%）
- ② 特別重点調査の基準（現場管理費）も併せて改正
- ③ 1億円以上の工事における安易なダンピングの抑制（低入札調査資料を提出できなかった者に対する指名停止等の実施）

【低入札調査基準価格・最低制限価格の算定基準】

改正前	直接工事費 95%	→	直接工事費 95%
	共通仮設費 90%		共通仮設費 90%
	<u>現場管理費 60%</u>		<u>現場管理費 70%</u>
	一般管理費 30%		一般管理費 30%
	の合計額		の合計額
2/3～85%の範囲内			70%～90%の範囲内

(2) 適切な労働環境確保措置

京都府の全ての工事請負契約書に、

① 全ての下請負契約において、労働関係法令遵守項目を明記・指導する義務、

② 下請負人の労働関係法令違反への是正指導・報告義務を明記し、

下請負人の労働関係法令の遵守を徹底。

なお、元請負人が契約書に明記した義務を果たさない場合、工事成績点の減点等を実施

3 適用開始時期

- ▷ 平成22年1月4日以降に入札資格確認通知又は指名通知を行う建設工事等から適用（平成22年1月4日以降に入札書の提出を行う建設工事等から適用）

建設工事におけるダンピング（低価格入札）の抑制強化について

京都府では、予定価格1億円以上の建設工事の競争入札に低入札価格調査制度を導入し、調査基準価格未満で応札した全ての者に低入札価格調査資料を求め、契約に適合した履行がなされないおそれがないか調査した上で契約しているところですが、今回の低入札調査制度に係る価格算定基準の引き上げに併せて、安易な低価格入札を防止し、契約後の品質管理体制等を担保するため、下記のとおり、ダンピング（低価格入札）の抑制強化を行います。

記

1 低入札価格調査資料を提出できなかった者等に対する指名停止等の実施

【措置内容】

- ① 低入札価格調査時に、その価格で契約に適合した履行が可能であることを示す資料が提出期限までに提出できなかった者
 - ② 補助技術者の配置ができない等の理由により申出書を提出する者
に対し、下記の指名停止等を実施
 - 1回目 口頭注意（入札執行機関の長による）
 - 2回目 文書注意（指名停止措置要領に基づく文書注意）
 - 3回目 指名停止（2ヶ月）
- [ただし、1年間上記措置がない者は、履歴を抹消する]

2 低入札価格調査を経て契約した者に対する監視強化

【措置内容】

- 低入札価格調査資料の内容変更における監督職員による事前確認の実施
- 段階確認や完成検査時の体制強化、随時検査の実施、下請への支払状況確認等、監督及び検査における監視強化
- 資料記載内容と施工体制に相違が認められる者への指名停止を要領に明記

<参考> 従来から実施しているダンピング対策

- ・ 工事完了まで、下請へのしわ寄せ実態等の把握
- ・ 請負者に現場専任技術者の増員を義務化
- ・ 前金払の限度額を2割に引き下げ（通常4割）

3 適用

平成22年1月4日以降に資格確認通知を行う建設工事から適用

★ 1億円以上の工事の入札に当たっての注意事項 ★

- 資料提出期限(開札日の5日後)までに、低入札価格調査資料を提出できない者(資料に一部でも不備があれば受け付けません)は、上記のペナルティを受けることとなります。(事情聴取時に指定する追加資料等が提出できない場合も同様です。)
- 低入札価格調査を経て契約する場合は、専任の補助技術者を配置しなければなりません。(JVの場合は全ての構成員が補助技術者を配置する必要があります。)